

掛川市規則第19号

掛川市児童手当等事務取扱規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年6月5日

掛川市長

(別紙)

掛川市児童手当等事務取扱規則の一部を改正する規則

掛川市児童手当等事務取扱規則（平成17年掛川市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（法第17条第1項の表第2号上欄に規定する者に係る児童手当を除く。）」を削り、「、法附則第6条第1項の給付並びに法附則第7条第1項及び第8条第1項の給付」を「及び法附則第2条第1項の給付」に改める。

第5条に次の1号を加える。

(4) 父母指定者管理台帳

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（寄附等の申出の期限）

第8条 省令第12条の9第1項の市長の定める日は、第3条第1項に規定する支払日の属する月の前月の末日とする。

2 省令第12条の10第1項の市長の定める日は、第3条第1項に規定する支払日の属する月の前月の10日とする。

3 第3条第1項ただし書の規定は、前2項に規定する日について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月分の児童手当の支給から適用する。